

ご近所の力



ご近所付き合いはわずらわしい、ベタベタするのは面倒くさい・・・そんなご近所付き合いが、今見直されつつある。「向う3軒両隣」が復活しつつあるというのだ。ご近所付き合いの復活はメリットこそあれ、デメリットは少ない。もとより**日本国はこの繋がりを大事に生活してきた民族**であり、個を尊重する欧米とはもともと次元が異なる。

近年、この日本の伝統文化が崩れて社会システムに“ひずみ”を来すまでになった。人間それぞれ異なる個性をもっている。また違っていい。が、人はひとりで好き勝手に生きてはいけない。皆支え合って生きていけるので、目に見えない関係性の上になりたっている。社会の最小単位は「家族」そして「ご近所」、「地域」、それが固まってひいては「国家」になる。「介護」はこれから最大の社会問題であろう。「防災」も忘れてはならない。遠くにいる子ども、親戚よりご近所の助け合いなのだ。「自助」「共助」「公助」つまり自分のことは「自分」は当然としてそうはいかない場合もある。「ご近所力」こそ大きな力を発揮する。防災でお隣さんが分からないでは始まらない。「あの2階にはおじいちゃんが居る」、こんなご近所情報が命を救う。ご近所と仲良くしよう！もっと地域を知ろう！



最初に述べたように『ご近所と繋がっていたい』という程良い関係を保ちたいと思っている人が増えている。ならば「個人情報保護」の認識を変えなければならない。プライバシーを守るのは当然として、昨今は過度の運用と思えてならない。こんな日本ではなかったはずだ。わざわざ壁を造っている。万物の霊長の人類としては賢くないと思う。

今年の秋には「国勢調査」が実施される。調査票の回収には困難が伴い、やり手がいないと聞く。ご近所力発揮の分岐点になるか？

さわやか土曜塾の御案内

- 日時 7月11日 10:00～11:30
- 場所 辻堂市民図書館 2F 和室
- 参加費 500円
- 講師 北 雄二
(公益財団法人モラロジー研究所参与)

＜前回の格言＞

『泰然道を聴き些事を顧みず』

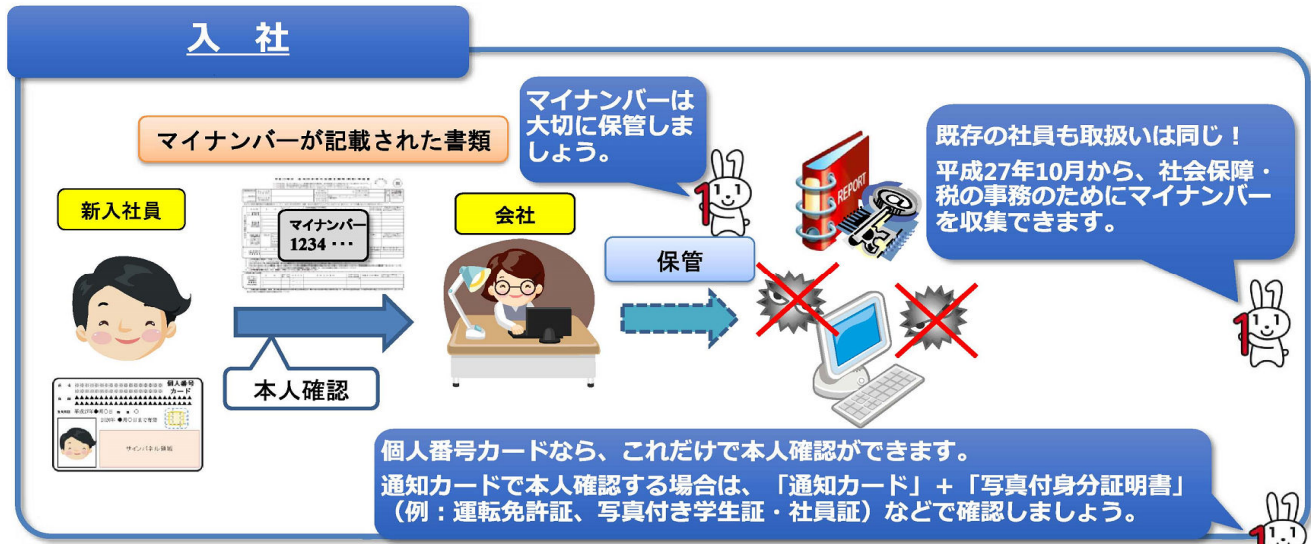
・・・物事の本末をよく見極め、いかなる場合にも物事の本質にかかわりのない小さな事柄や問題にとらわれることなく、不動の信念をもって最高道徳を学び実行することの大切さを示したものです。

お気軽にご参加ください。心よりお待ちしております。

社員のマイナンバーの取り扱いについて

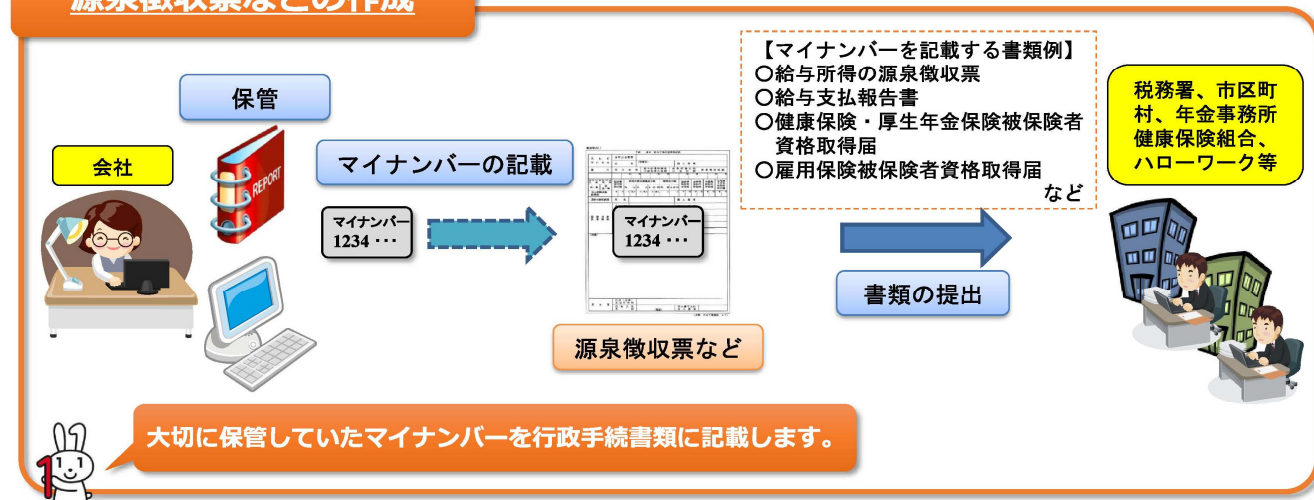
～入社から退社まで～

平成 27 年 10 月からマイナンバーの通知が一人ひとりに届きます。そして、いよいよ来年から社会保障・税・災害対策の行政手続きの利用が始まります。事業者向けのガイドラインが公表されましたのでご紹介します。



- 社員からマイナンバーを記載された書類（扶養控除等申告書など）を入手する。マイナンバーの利用目的は「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金届出事務」「雇用保険届出事務」で利用することを伝える。
- 社員からのマイナンバーの取得の際には個人番号カードの提示などで本人確認をする。
- マイナンバーの記載されている書類はカギのかかるところに大切に保管。マイナンバーをパソコンに保管した場合は、情報漏洩防止のために最新のウイルス対策ソフトを入れておく。

源泉徴収票などの作成

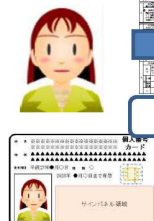


- マイナンバーを取り扱う人を特定の人に決めておく
- マイナンバーの記載や書類を提出したら、業務日誌などに記録する。
- 源泉徴収票の控えなど、マイナンバーの記録されている書類を外部の人に見られたり、机の上に出っぱなしにしない。

退職

マイナンバーが記載された書類

退職する人



本人確認

会社



保管

マイナンバーの記載



【マイナンバーを記載する書類例】
○退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
○健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
○雇用保険被保険者資格喪失届

税務署、市区町村、年金事務所
健康保険組合、ハローワーク等

など

書類の提出



源泉徴収票など

復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーなどで廃棄しましょう。

必要なくなったら廃棄



- 退職所得の受給に関する申告書など、退職する人からもらう書類にもマイナンバーが含まれています。退職の際にマイナンバーを取得した場合の本人確認は、マイナンバーが間違っていないか過去の書類を確認する事で対応する。
- 保存期間が過ぎたもの（源泉徴収簿などは7年）や、必要がなくなったマイナンバーは破棄をする。マイナンバーが記載されている書類はそのままゴミ箱に捨てないで、復元不可能な程度に裁断可能なシュレッダーなどで廃棄する。

《CAT研究室》 今月のご案内!!

宇久田会計事務所及び経営センターグロウでは4つの異なるテーマの研究室を設置し、とらい&グロウで研究報告やご案内を掲載させて頂いております。今月は法人の会計税務を担当しているCAT研究室 (Corporate Accounting & Tax) からのご案内です。

「2015年版中小企業白書」と「2015年版小規模企業白書(第1回)」が公表されました

2015年版中小企業白書のポイント

- 第1部 最近の中小企業・小規模事業者の動向についての分析及び直面している経済・社会構造の変化(企業の収益構造の変化等)についての分析
- 第2部 中小企業・小規模事業者が収益力の向上のための課題
- 第3部 中小企業・小規模企業者が根ざす「地域」 地域活性化の取り組みについて

- (1) イノベーション・販路開拓
(2) 人材の確保・育成

2015年版小規模企業白書のポイント・・・小規模企業振興基本法(平成26年6月20日成立)

- 第1部 小規模事業者(注)の構造分析 に基づく第1回目の小規模企業白書です。
小規模事業者の実態/動向/未来、地域の中の小規模事業者
- 第2部 小規模企業者の挑戦
小規模企業振興の為の4つの目標

いずれも中小企業庁のホームページ(www.chusho.meti.go.jp)に概要と全文が掲載されています。事例紹介はいずれの白書にも、これからの経営方針の着眼点の参考となるのではないかとと思われるものが掲載されていました。また、初めて公表された小規模企業白書は新しい働き方「フリーランス」についての分析や小規模企業者の事業承継についても触れています。一度チェックしてみたいはいかがでしょうか?

モラロジー生涯学習セミナーのご案内

テーマ

子どもと共に育ち合う家族

◆日時 平成 27 年 8 月 22 日 (土) 13:00~16:00

(受付 12:30~)

◆会場 藤沢商工会館ミナパーク 6 階

◆講師 田中 総司

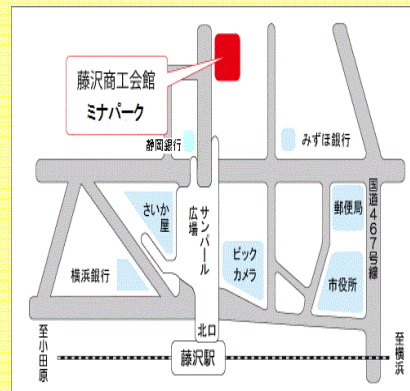
(公益財団法人モラロジー研究所 社会教育講師)

◆参加費 1,000 円

◆後援 文部科学省 藤沢市教育委員会

藤沢商工会議所

◆運営 藤沢モラロジー研究所



今月の一言 宇久田進治



『森林ボランティア』 一緒にしませんか？

地球環境に少しでも役立ちましょう！！森林インストラクターの方が指導して頂けます。夏の日をぜひ体験してみましょう。

◆日時 8月9日(日) 8:00~16:30

◆集合場所 8時に明治市民センター前集合
そこからバスで21世紀の森に移動

◆会費 保険代ほかとして1人500円

◆お問い合わせ先 宇久田税理士事務所
TEL 0466-36-0627

<去年の様子>



当日は多くの方が集まって下さり、皆で竹の伐採を行い灯籠を作りました♪

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル 6F URL: <http://www.ukuta.net/>

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

<http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>

※「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。また、バックナンバー(先月以前分)は上記ホームページに掲載されています。